

海軍艦船部の成立と展開

小野寺 香月

はじめに

第1章 海軍艦船部の成立過程

第2章 「海軍艦船部新設ヲ必要トスル理由」の検証

第3章 海軍艦船部の展開の諸事例

おわりに

はじめに

不景気や業績不振が続いたとき、これまで先送りされていた問題が重要な課題へと浮上することがある。このような事例を、本稿は海軍艦船部（以下艦船部）の成立と展開を例にみていきたい。

近年の日本海軍に関する研究では、海軍と地域社会、海軍と民衆など、海軍と外部の関係性に焦点を当てたものが多い¹。これらの研究は、現代ではイメージしづらい人々と軍隊の様々な関わりの姿を示すものである。本稿の研究は、これらの研究とは異なり、海軍内部の問題を扱うものである。

次に艦船部は「当該鎮守府ニ属シ鎮守府所属艦隊ノ保存及整備ニ関スルコトヲ掌ル」組織であり、英訳は“Naval Ship Maintenance Department”とされた²。所掌や訳語から想像されるように、艦船部は艦船・航空機・兵器の製造や研究開発に比すれば裏方である。そのためか管見の限り、艦船部を

-
- 1 中嶋（2021）、小倉（2022）、『地域のなかの軍隊』シリーズ、『軍港都市研究』シリーズ、駄場（2009）、木村（2019）・（2020）・（2021）など。
 - 2 海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 巻3』、261頁／「1月（2）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C12070342100、昭和9年 海軍公報 上巻（防衛省防衛研究所）。なお Naval の前に、鎮守府の所在地の名称が付加される。

中心に研究したものは存在しない。艦船部に言及した数少ない文献として、横須賀市編（2004）と戸高編（2015）があるが、前者は同部を簡潔に紹介する程度である³。後者では、艦船部が設置された頃に鎮守府副官を務めた人物が「鎮守府の役所のうちで最も用事の無い代名詞の役」と、極めて低い評価を下している⁴。関心が薄い理由は推測するほかないが、後段で示すように、成立までの展開が複雑多岐であり整理しづらいこと、艦船部の所掌が裏方の地味なものであること、業務の持つ意義への理解が薄かったことが要因と思われる。

上記のように列挙しても、本稿が行う艦船部の設立やその役割の検証は、決して矮小化されない。艦船部の成立過程では、鎮守府・艦船・海軍工廠の関係が重要なものになる。この意味では、本稿は海軍という組織内部の諸機関の展開と関係性を分析するものである。そして裏方の仕事であること、一般論として整備保存は行って当然であるから、これを担う艦船部を分析する意義は小さいと考えることは、単なる印象論にすぎない。「海軍勢力ハ新艦ノミヲ以テ維持サル、御考ヘテスカ」という発言だけでも、印象論は簡単に払拭できるだろう⁵。さらに時代背景をふまえると、艦船部が設立された1924（大正13）年は、軍縮条約という海軍に極めて大きな変化を強いた時期である。海軍は、この時期にあえて、当然のことを担う部署を設立した。この行動は、危機に瀕した組織の対応としても興味深い。

以上のように、本稿は危機に直面した海軍の行動の一端について、艦船部の成立過程と展開を例にみるものである。この分析は海軍史だけでなく、組織の危機対応という捉え方もできるだろう。

本稿の構成は次の通りである。まず艦船部の成立過程を、『海軍制度沿革』を中心に復元し（第1章）、艦船部設立の理由の妥当性を検証し（第2章）、艦船部の活動を例示し（第3章）、結びとする（おわりに）。なお分析には、主として艦船部の設立から4年ごとに開催された艦船部長会議の議

3 横須賀市編（2004）、205 - 206 頁。

4 戸高編（2015）、69 頁。

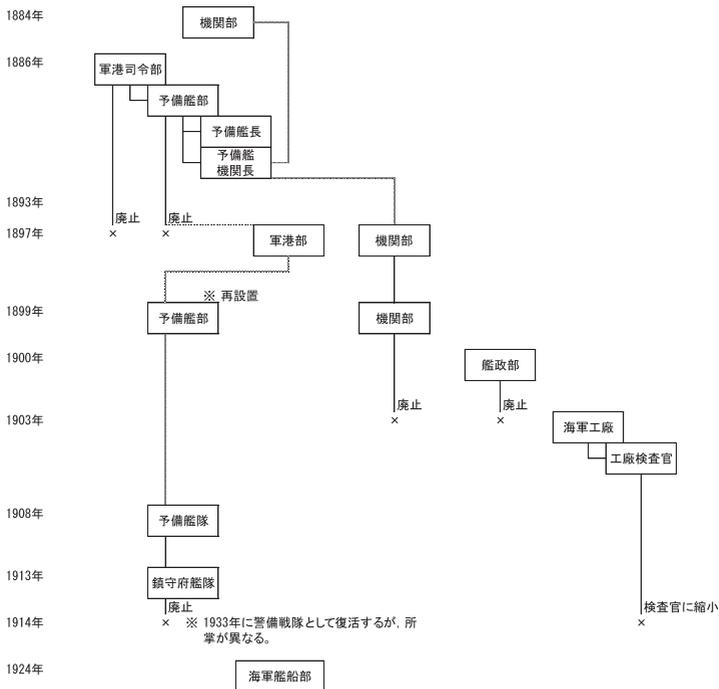
5 「機関長会議（2）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C08051324600、大正14年公文備考 卷4 官職（防衛省防衛研究所）、1183。

事録を用いるが、本史料の存在を1935（昭和10）年までしか確認できなかったため、分析期間も同年までとする。

第1章 海軍艦船部の成立過程

ここでは『海軍制度沿革』を利用し、艦船部設立までの変遷をみていくが、①艦船部の所掌事務は、やや複雑な経緯をたどること。②『海軍制度沿革』に記述されている艦船部の沿革に省略された個所があること。以上2つの理由から、まず艦船部設立までの組織の変遷を図示し、逐次展開を説明する（図1）。

図1 海軍艦船部設立の沿革



〔資料〕海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻3』海軍大臣官房、8・13-14・16・19・25・30・34-37・41-42・52-53・60・64・67・260-261・308・312-313・316・322-326・1006-1013頁より作成。

〔注〕図中の実線は所属または後年との関係を示し、破線は所掌の全部または一部が継承されている場合に付している。軍港部は港務部に改組されるが、本稿の議論との関係性が薄いため省略した。

設立当時の艦船部令・海軍艦船部処務規程をみると【史料1】，艦船部の所掌は「鎮守府所属艦船の保存及整備」と総称され〔①〕，具体的には艦船の改造修理の差配・現状および来歴の調査・保存手入・効力維持・艦内工業の指導・諸試験・使用実験・臨戦準備・徴用船舶の整備など，鎮守府所属艦船の管理業務を広範に担っていた〔②〕。そして艦船部長は，艦船の保存整備に関する調査を実施すること。そのために艦船の指揮官に必要な情報提供を求めることができ，鎮守府司令長官の承認があれば指揮官に指示を下すことができるとされた〔③〕。

【史料1】

海軍艦船部令

第一条 各軍港ニ海軍艦船部ヲ置ク。

海軍艦船部ハ其ノ所在地名ヲ冠称ス。

第二条 海軍艦船部ハ当該鎮守府ニ属シ，鎮守府所属艦船ノ保存及整備ニ関スルコトヲ掌ル〔①〕。

海軍艦船部処務規程

大正十三年十二月二十日（達一四六）

海軍艦船部処務規程

第一条 海軍艦船部ノ所掌事務ヲ細別スルコト左ノ如シ〔②〕。

- 一 艦船ノ改造、修理等ノ時機、程度、緩急等ニ関スルコト。
- 二 艦船ノ現状及来歴調査ニ関スルコト。
- 三 艦船ノ保存手入及効力維持ニ関スルコト。
- 四 艦内工業ノ指導ニ関スルコト。
- 五 艦船ノ諸公試及諸試験ニ関スルコト。
- 六 艦艇使用実験ニ関スルコト。
- 七 艦船ノ臨戦準備ニ関スルコト。
- 八 徴備船舶ノ整備ニ関スルコト。

第二条 部長ハ部務整理ノ為部内ノ服務内規ヲ定メ，鎮守府司令長官ノ認可ヲ経テ之ヲ行フコトヲ得。

第三条 部長ハ艦船ノ保存及整備ニ関シ艦船ニ就キ調査ヲ行ヒ、又ハ當該艦船指揮官ニ対シ所要ノ通報ヲ求メ、若ハ鎮守府司令長官ノ承認ヲ経テ必要ノ事項ヲ指示スルコトヲ得〔③〕。

第四条 艦船部職員ニシテ海軍艦船部令第六条ノ規定ニ依リ部長ノ職務ヲ代理シタルトキハ、代理者ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ。同条但書ノ場合亦同シ⁶。

【史料1】の文言に関連する制度の初出として、1884（明治17）年、鎮守府条例により新設された機関部が挙げられる。同部は「鎮守府所轄艦船ノ機関ニ係ル事ヲ掌」り、長である機関部長の業務は、「鎮守府所轄艦船ノ機関ニ係ル書類ヲ審査シ、若シ意見有ラハ其意見ヲ附シ之ヲ長官ニ出」すことであつた⁷。

1886（明治19）年の鎮守府官制では、機関部が廃止され、各軍港に軍港司令部が置かれた。同部の長である軍港司令官は、常備艦船・練習艦・艀装中の艦船・予備艦船・水雷船を指揮し、所掌事項は①「艦船營兵員及海軍所属ノ砲台ヲ指揮シ、軍港ノ守備」に当ること、②「軍紀風紀ヲ維持シ所属軍人軍属ノ訓練教育ヲ監督ス」すること、③「港内ニ在ル艦船ニ港内規則ヲ遵守セシム」ること、④「諸般ノ法律命令ヲ麾下ニ布達シ、又麾下艦船營長ノ上申及報告ヲ点検シ、鎮守府司令長官ニ進達ス」ること、⑤「麾下ノ艦船ヲ点検シ其現状性質並ニ乗員ノ景況ヲ詳知シ、又常ニ艦船ヲ整頓準備シ、若シ役務ニ適セサルコトヲ発見スルトキハ、速ニ鎮守府司令長官ニ報告ス」ることであつた⁸。

軍港司令部の下には予備艦部・水雷部・航海部が置かれ、予備艦部とその長である予備艦総理が「軍港司令官ノ命ヲ承ケ予備艦船ヲ管轄シ、其守

6 海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 卷3』、261 - 262 頁。引用文中の読点は資料ママ、句点とコンマは筆者が便宜的に付したものである。以下同様。

7 同上、8 頁。なお、この時期の鎮守府は、後の横須賀鎮守府のみである。また海軍造船所の規定では、検査部・造船課・機関課に類似の項目がみられるが、造船所は工事に關係することを管轄し、機関部は日常の整備・維持点検に關係することを管轄したと推察される。同上、296 頁。

8 同上、13 - 14 頁。

衛保存及就任準備ノ事ヲ総理」した。予備艦部には、総理の下に予備艦副総理・予備機関長・予備艦船具庫主管が置かれ、副総理は総理の補佐、機関長は「予備艦ノ機関ニ係ル事ヲ整理シ機関官以下ヲ監督」し、船具庫主管は「総理ノ命ヲ承ケ予備艦ニ関スル器具物品ノ準備保存ヲ掌」った⁹。以上から艦船の整備保存は軍港司令部を中心に担われ、機関部の業務が予備艦機関長に移管されたことが確認できる。

1889（明治22）年、組織再編に伴い軍港司令部に若干の改変が行われた。軍港司令部の下には予備艦部と知港事が置かれ、軍港司令官の所掌は「軍港ノ守備ニ於テ遺算ナキヲ任トシ、又麾下艦団隊校ヲ随時巡検シテ軍備ノ成否、訓練ノ精粗、服務ノ勤惰、軍紀ノ張弛ヲ査察シ、教育訓練ニ就テハ其齊一ヲ規画シ課程ノ順次保育ノ良否、教程資材ノ適否ヲ監視ス」ることとなった¹⁰。予備艦長の所掌は「艦長ヲ置カサル予備艦ヲ統括」し、「一 所属予備艦体及装載物件ノ保護保存ノ事。二 所属予備艦ニ属スル物件ニシテ、一時陸揚シ各部倉庫ニ収置セサル諸物件警護保存ノ事。三 中央工作船ニ於テ施行スル修理ヲ監督スル事。四 所属予備艦ニ属スル定備品消耗品ノ原簿整理保管ノ事」、予備艦機関長のそれは「一 附属予備艦ノ機関ヲ保存修理スル事。二 中央工作船ヲ指揮監視スル事」と、内容の具体性が増した¹¹。なお1893年の鎮守府条例発布に伴い、軍港司令部は廃止されたが知港事と予備艦部は残置され、予備艦部は引き続き「鎮守府予備艦ヲ統括シ、其保安及就役ノ準備ヲ掌」った¹²。

1897（明治30）年、新たに制定された鎮守府条例では、予備艦部が廃止され、軍港部と機関部が置かれた。軍港部は「予備艦ノ保安及就役準備ヲ掌り、海軍大臣ノ指定スル予備艦ヲ統括シ、軍港則ヲ維持シ其ノ港内艦船ノ繫留出入渠土浚船ノ使用、海標運輸救難及防火等ニ関スル事ヲ掌」り、機関部は「機関ニ関スル事ヲ掌り、又需品庫ヲ置キ艦営需品ノ準備保存供給ヲ掌ラシム。所要ノ港湾ニ需品支庫ヲ置キ、艦営需品ノ一部ヲ配布シ艦

9 同上、14頁。

10 同上、16頁。

11 同上、41頁。

12 同上、19頁。

船臨時ノ需用ニ供」した¹³。翌年制定された鎮守府処務細則では、軍港部と機関部の所掌事項が詳細に規定された(表1)。これをみると、軍港司令官および予備艦部長の所掌は軍港部に、予備艦機関長のそれは機関部に移管されたことが確認できる。

表1 軍港部と機関部の所掌事項

軍港部	機関部
一 第三予備艦ノ保管ニ関スル事。	一 機関ノ改造修理等ノ調査ニ関スル事。
二 海上ニ係留スル未成艦ノ保護ニ関スル事。	二 機関ノ使用保存ニ関スル事。
三 他ノ所屬ニアラサル鎮守府所轄船艇ノ保管ニ関スル事。	三 機関構造ノ適否及其ノ改良ノ調査ニ関スル事。
四 予備艦倉庫ニ関スル事。	四 機関ノ試験検査及現状査定ニ関スル事。
五 予備艦ノ整備手続ニ関スル事。	五 機関官以下ノ教育訓練ニ関スル事。
六 軍港境域内海上ノ取締並整頓ニ関スル事。	
七 船渠ニ艦船ヲ出入スル事。	
八 陸岸ニ艦船ヲ禁止スル事。	
九 繫船用錨鎖ノ配置及検査ニ関スル事。	
十 軍港内艦船ノ錨地転換及繫泊ヲ監視若ハ指示スル事。	
十一 軍港内水路嚮導ニ関スル事。	
十二 海軍所屬ノ浮標礁標里標其ノ他海標ヲ管理スル事。	
十三 海軍所用ノ土淺船ヲ以テ直営スル港内淺瀬ニ関スル事。	
十四 軍港内ノ海運ニ関スル事。	
十五 艦船ニ清水ヲ供給スル事。	
十六 難破船等ノ救助ニ関スル事。	
十七 消防具ヲ管理シ消防ニ従事スル事。	

〔資料〕海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻3』, 52-53頁。

(注) 第三予備艦とは「其ノ船体、機関、艦装及兵装ノ大改造大修理総検査等ノ為解装スルモノ」を指し、長期間就役準備ができないものを指す。同上、1031頁。

1899(明治32)年、「従前ト同様」のことを担う予備艦部が再び置かれた。翌年軍港部が廃止され、「兵器、艦営需品及艦船ノ船体、機関ニ関スルコトヲ掌ル」艦政部が設置された¹⁴。1903年6月時点では、艦政部と機関部の所掌は表2の通りとされたが、1903年11月、処務規程の改正に伴い艦政部が廃止され、機関部の所掌は鎮守府機関長に移管された¹⁵。

これと並行して、海軍工廠に工廠検査官が設置された。海軍工廠は、前身の鎮守府造船部・造船廠の頃から艦船の修理工事を担っていたが、工廠検査官は「船体、機関、兵器及其ノ属具並需品ノ修理、改造、新設、引換ノ要否ヲ検スル」権限を有する役職として設置された¹⁶。

13 同上、25頁。

14 同上、33・1006頁。

15 同上、67頁。

16 同上、19・25・305頁。

表2 艦政部と機関部の所掌

艦政部	一 所属造船廠、造兵廠、兵器廠ノ所掌ニ關スルコト。 二 所属需品庫、需品庫支庫ノ所掌ニ關スルコト。 三 所属測器庫ノ所掌事務ニ關スルコト。 四 艦船公試試験ニ關スルコト。 五 鎮守府部下ノ造船官造兵官以下ノ教育訓練ニ關スルコト。 六 鎮守府在籍艦船ノ造修経歴ニ關スルコト。
機関部	一 鎮守府部下ノ機関官以下ノ勤務ニ關スルコト。 二 鎮守府部下ノ機関官ノ管理ニ屬スル既成機関及既成兵器ノ試験ニ關スルコト。 三 鎮守府部下ノ機関官ノ管理ニ屬スル既成機関及既成兵器ノ現状検査ニ關スルコト。 四 鎮守府部下ノ機関官ノ管理ニ屬スル既成機関及既成兵器ノ使用保存ニ關スルコト。 五 鎮守府部下ノ機関官ノ管理ニ屬スル既成機関及既成兵器ノ構造的否及其ノ改良ニ關スルコト。 六 鎮守府部下ノ機関科以下ノ教育訓練ニ關スルコト。

〔資料〕海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 卷3』, 海軍大臣官房, 64・67頁。

1900年代初頭から、艦船の整備保存の任は予備艦部と海軍工廠工廠検査官が担った。しかし予備艦部は、予備艦隊(1908年)・鎮守府艦隊(1913年)と改組改称を経て1914年に廃止された。さらに予備艦の取扱いを定めた予備艦条例には、予備艦の整備保存に関連する規定はない¹⁷。つまり大正初期の海軍には、艦船の整備保存の任にあたる組織はなく、修理改造等の要否を決める工廠検査官だけが置かれていたことになる。

第2章 「海軍艦船部新設ヲ必要トスル理由」の検証

艦船部設立の理由は、「海軍艦船部令ヲ定ム」において「予備艦船ノ増加及修理費ノ減額ニ伴ヒ、艦船ノ保存整備ニハ一層ノ努力ヲ払フヲ要スルモ、現在軍港ニハ其ノ機関ニ欠クル所アリ。此ノ際権威アル独立部ヲ特設シテ、此ノ方面ノ内容充実ヲ図ルヲ緊要ト認ムルニ由ル」ためと簡潔に説明されている¹⁸。艦船部は、予備艦船が増加する一方、第1章でみたように軍港に整備保存を担う組織が存在しないことを理由に設立されたことは明確であるが、これをやや詳しくみたものが、次の引用である【史料2】。

17 ここまで同上, 1111 - 1118 頁。

18 「海軍艦船部令ヲ定ム」, 「公文類聚・第四十八編・大正十三年・第四卷・官職三・官制三(大蔵省・陸軍省・海軍省・司法省)」JACAR (アジア歴史資料センター), Ref. 類 01490100, 国立公文書館, 7/11。引用文中の「、」は原典ママ, 「,」は引用者が便宜的に付したものであり, 「。」は原典ママまたは引用者が付したものが混在している。以下同じ。

【史料2】

海軍艦船部新設ヲ必要トスル理由

- 一 艦船ハ就役中ハ勿論予備艦トシテ軍港繫留中ト雖、自然ニ起ルヘキ腐朽損壞等ニ対シ、及之ヲ予防スル為不斷ノ修補手入ヲ要スルコト極メテ多端ナリ。而シテ是等作業ハ工廠ヲ煩ハスノ已ムヲ得サルモノヲ除クノ外、努メテ乗員ノ手ニ依リテ之ヲ処理スルヲ原則トス〔①〕。然ルニ従来、造船造兵及修理費ハ大ナル不足ヲ告ケ居タルニ拘ラス、来年度ニ於テハ更ニ百八十万円（全額ノ五分）ノ削減ヲ受ケタルカ故ニ、今後工廠ニ於ケル既成艦船修理ノ按配ニハ一層ノ苦心ヲ要スル所ニシテ、之カ為ニハ一般艦船ノ保存ヲ良好ニシ、且工廠工事ヲ必要トスル修理ノ如キモ努メテ乗員ノ手ニ依リテ当面ノ切要ヲ弁シ、以テ修理費ノ節約ヲ図ルヲ目下ノ急務トス〔②〕。
- 二 来年度ニ於テハ、一般経費ノ緊縮ニ依リ本年度ニ比シ予備艦船ノ増加スルコト別表ニ示ス通ニシテ、而モ人件費ノ削減ニ伴ヒ此等予備艦船ニハ保管整備ノ為ニ充分ナル人員（特ニ監督指導ノ任ニ当ルヘキ士官）ヲ配スルコト困難ナリ〔③〕。之カ為、各鎮守府ニ所属艦船ノ保存整備ニ関シ監督指導ノ任ニ当ルヘキ機関ヲ充実スルハ、啻ニ海軍全般ヨリ見テ経費節約ノ趣旨ニ合致スルノミナラス、兵力維持上当面喫緊ノ要事ナリトス〔④〕。
- 三 前号述フル所ノ監督指導機関ハ、予備艦船ノミナラス在役所属艦船ニ対シテモ権限ヲ有スヘキモノニシテ、其ノ業務ハ可ナリ広大ナルカ故ニ、其ノ長ニハ相当高級ノ将官ヲ配シ權威アルモノヲラシムルヲ要ス〔⑤〕。然ルニ鎮守府ハ用兵諸計画及ビ所属各部ノ監督ニ任スヘキ事務官庁ニシテ、此ノ種現業ニ重キヲ置ク官庁ト自ラ趣ヲ異ニスルモノアリ。且職員官階等ノ関係ヨリシテ、此ノ種機関ヲ併設スルニ適セス。海軍工廠モ亦、其ノ職能ヨリ見テ適所トスヘカラス。之一箇ノ独立官庁トシテ海軍艦船部ノ新設ヲ必要トスル所以ナリ〔⑥〕¹⁹。

19 同上，9 - 10/11。下線部は引用者。

前掲の引用文と内容は重複するが、【史料2】は艦船部設立当時の海軍の状況を詳しく説明している。艦船に生じる腐朽損壊に対し、日常的に多数の手入や修理を必要とするが、これらは工廠の修理に委ねなければならないものを除き、極力乗員によって行われることを原則とする〔①〕。しかし予算は従来から不足がちで、翌年度も削減が決まっている。ゆえに工廠で行われる修理も乗員が担い、修理費を削減することが極めて重要である〔②〕。今後も緊縮によって予備艦が増加し、さらに人件費も削減されるため監督指導が困難となる〔③〕。したがって、鎮守府に艦船の保存整備の監督指導に当たる機関を設立することが、経費節約と兵力維持に必要である〔④〕。①～④を可能にするには、第1章でみた予備艦のみを対象とせず、広く在役艦や鎮守府所属艦船に権限が及ぶものでなければならず、担当機関の長には高級の将校を置かねばならない〔⑤〕。また、この担当機関は現業に近い性質を帯びているため、事務官庁の下に置くのは不適切であるが、海軍工廠に置くことも不適切であるから、独立官庁として「部」とすることが適切である〔⑥〕。

以上に挙げたように、艦船部設立の理由は「予算の縮小」・「予備艦で監督指導に当たる人員の減少」・「監督指導機関の不在」の3点にあり、それゆえに修理費削減に寄与する機関が必要であると説明されていた。以下では、これらの理由の妥当性を考えていきたい。

まず予算の縮小について、【史料2】で触れられた造船造兵及修理費は經常部に計上されているので、『海軍省年報』から經常部予算と造船造兵及修理費を、そして予算額決定後に前年度繰越金や造船造兵及修理費内での流用額を加除した予算現額を示したものが表3である²⁰。本表をみると、予算額・予算現額ともに1920年から21年にかけて急増し、減額をはさみ32年までほぼ横ばいに推移する。この中で造船造兵及修理費が經常部に占める割合は、1920年に若干減少するが、1930年頃まで30%前後で推移する。

20 予算制度上、他科目（項）からの流用はできないので、本表は前年度繰越金のみを加えた金額である。鈴木（1931）、12－14頁。また、本稿が注目する海軍艦船部の所掌は、艦船の整備保存という恒常的に続けられる業務に関することであるから、数年間のみ計上される臨時部予算は議論に不適と判断し掲載していない。

表3 海軍の経常部予算と造船造兵及修理費の推移

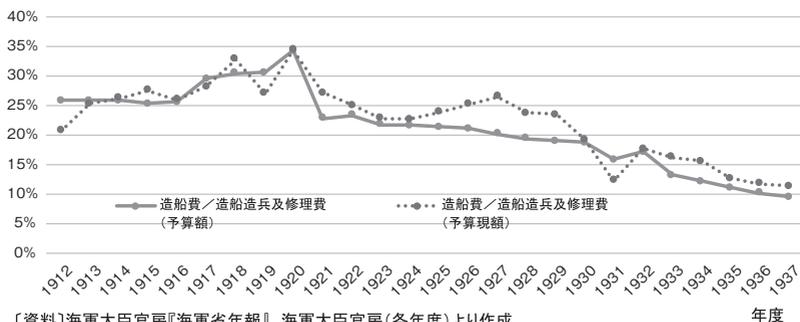
年度	経常部	経常部	造船造兵及修理費	造船造兵及修理費	造船造兵及修理費／経常部総額 (予算額)	造船造兵及修理費／経常部総額 (予算現額)
	予算額	予算現額	(予算額)	(予算現額)		
	万円	万円	万円	万円		
1912	4,092	4,273	1,154	1,226	28%	29%
1913	4,224	4,316	1,218	1,267	29%	29%
1914	4,324	4,297	1,218	1,244	28%	29%
1915	4,351	4,596	1,264	1,392	29%	30%
1916	4,650	5,148	1,969	1,625	29%	32%
1917	4,985	5,418	1,573	1,876	32%	35%
1918	5,483	5,844	1,767	1,887	32%	32%
1919	6,099	6,297	1,949	2,009	32%	32%
1920	10,382	11,545	2,669	2,715	26%	24%
1921	14,487	14,737	4,916	4,968	34%	34%
1922	13,517	13,894	4,078	4,145	30%	30%
1923	12,518	12,961	3,598	3,697	29%	29%
1924	12,707	12,809	3,613	3,634	28%	28%
1925	12,235	12,384	3,602	3,615	29%	29%
1926	12,875	12,855	3,726	3,734	29%	29%
1927	13,598	13,774	4,099	4,108	30%	30%
1928	14,348	14,447	4,400	4,403	31%	30%
1929	14,977	15,055	4,650	4,651	31%	31%
1930	15,198	15,239	4,784	4,789	31%	31%
1931	14,121	14,168	4,654	4,657	33%	33%
1932	14,255	14,377	4,854	4,859	34%	34%
1933	17,100	17,980	6,966	6,969	41%	39%
1934	19,991	20,059	7,496	7,510	37%	37%
1935	21,592	21,645	8,696	8,714	40%	40%
1936	23,687	23,641	9,945	9,951	42%	42%
1937	27,395	27,309	11,655	11,659	43%	43%

〔資料〕海軍大臣官房『海軍省年報』、海軍大臣官房、各年度より作成。

表3をみる限り、造船造兵及修理費の減少が著しいものとは言い難いように思われるが、今少し詳細をみていきたい。図2は、造船造兵及修理費に占める造船費の割合を、予算額・予算現額の2つで示したものである²¹。予算額でみたときの造船費の割合は、1912（大正元）年の25%から20年の30%に上昇するが、翌年に10%以上落ち込み、その後一貫して低下する。一方の予算現額の割合は、1920年まで不規則な変化を示すが、翌年からほぼ予算額を上回っている。すなわち海軍は、造船造兵及修理費を構成する諸科目から造船費に資金を充当することで、実質的な造船費の増額を図っていたことが読み取れる。

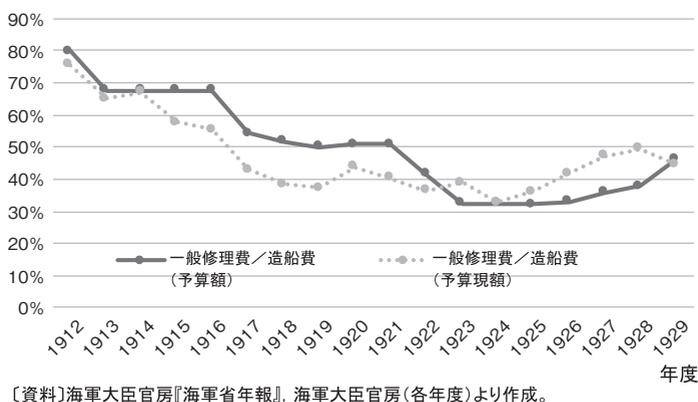
21 『海軍省年報』における造船造兵及修理費の変遷は、以下の通りである。造船造兵及修理費は、1926（大正15・昭和元）年まで造船材料物品費・造船材料職工費・造兵材料物品費・造兵職工費・雑費などで構成されており、さらに前4つの費目は、一般修理・雑船製造・雑船修理・機械・試験・附属費で構成されていた。1927年から材料物品費・職工費の区別がなくなり、造船造兵及修理費は造船費・造兵費・雑費の3費目で構成されるが、造船費・造兵費の内訳は変化していないので、本図では造船費・造兵費として合算し、時系列に示している。

図2 造船造兵及修理費に占める造船費の割合



そして造船費に占める一般修理費の割合をみると(図3), 1922(大正11)年まで予算額の割合が予算現額より高い水準にあったが, 23年から逆転し, 29年まで予算現額の割合が予算額を上回っている²²。すなわち海軍は, 1922年まで修理費から他費目へ予算を流用していたが, 23年以降は他費目から修理費へ予算を流用した。つまり修理費の実質的な増額を図っていたことがうかがえる。

図3 造船費に占める一般修理費の割合(%)



22 『海軍省年報』では, 1930年以降造船費の内訳が示されていないので, 本図は1929年までとしている。

上記の予算の検討に加え、さらに艦船の隻数と艦齢もみていきたい。表4は艦種別の隻数と平均艦齢そして一隻当たりの造船造兵及修理費の推移を示したものである。合計値から隻数は1923（大正12）年まで増加し翌年減少するが、再び増加傾向を示している。平均艦齢でみると、1918年をピークに24年まで下降したのち上昇に転じる。この傾向は軍艦・駆逐艦でも類似して生じており、軍艦の最小値は1923年の63隻・10.7年、駆逐艦のそれは1924年の87隻・5.4年である。

しかし一隻当たりの一般修理費をみると、予算額は1万円に満たない少額であり、予算現額によって5~6万円台を推移したが、1920・21年に急減する。その後やや持ち直すが再び下降に転じており、一隻当たりの一般修理費は1920年代に厳しい状況に置かれたことがうかがえる。

表4 艦船の種類別隻数と平均艦齢および一隻当たり造船造兵及修理費

年度	合計		軍艦		駆逐艦		潜水艦		一隻当たり一般修理費	
	隻数	平均艦齢	隻数	平均艦齢	隻数	平均艦齢	隻数	平均艦齢	予算額(万円)	予算現額(万円)
1912	120	9.7	67	11.5	59	7.5			0.5	6.1
1913	119	10.3	69	12.0	51	8.0			0.6	5.5
1914	117	11.0	68	12.3	60	8.1			0.6	5.3
1915	129	10.8	69	13.0	60	8.2			0.6	5.2
1916	131	10.8	66	13.4	68	8.2			0.5	4.9
1917	132	11.4	64	14.1	74	8.8			0.5	5.1
1918	139	11.7	64	14.8	77	9.0			0.4	4.9
1919	150	11.3	66	15.1	84	8.7	2	0.0	0.4	5.7
1920	174	10.7	71	14.8	96	8.6	8	0.3	0.3	2.8
1921	193	10.1	75	14.9	106	8.2	17	0.6	0.2	2.1
1922	199	8.6	70	13.2	109	7.4	24	1.1	0.3	3.0
1923	203	8.1	63	10.7	113	8.1	28	1.8	0.5	3.5
1924	180	7.1	66	11.5	87	5.4	31	2.5	0.5	4.3
1925	197	7.4	68	11.8	92	5.9	38	2.9	0.5	3.7
1926	210	7.9	70	12.4	97	6.6	44	3.4	0.5	2.9
1927	218	8.0	70	12.5	102	6.8	48	4.0	0.4	2.2
1928	228	8.5	72	12.9	105	7.4	52	4.6	0.4	2.2
1929	239	9.0	74	13.2	110	8.1	55	5.3	0.3	2.4
1930	242	9.6	77	13.6	110	8.5	55	6.3		
1931	248	10.0	75	13.3	112	9.4	59	6.8		
1932	238	10.4	77	14.1	101	9.1	59	7.8		
1933	240	11.2	75	14.9	101	9.8	60	8.7		
1934	249	11.6	80	15.3	103	10.4	65	8.9		
1935	244	11.9	80	16.1	101	10.4	63	9.1		

〔資料〕海軍大臣官房『海軍省年報』、海軍大臣官房、各年度より作成。

〔注〕「軍艦」は戦艦・巡洋戦艦・航空母艦・巡洋艦・水雷母艦・水上機母艦・潜水母艦・砲艦・海防艦・救設艦の集計値である。

水雷艇は1923年以降掲載されていないので省略した。

一隻当たり造船造兵及修理費は、造船造兵及修理費(経常費)を隻数(合計)で除した値である。

ここまでの検証から、海軍の修理関係予算に関して次のように言えるだろう。1921（大正10）年をピークに予算は抑制され、1930年頃まで造船造

兵及修理費に約30%前後が充当された。造船費も1921年を境に抑制が続くものの、他科目からの流用で予算現額を増額して運用された。不足が主張された修理費は、1922年まで他費目への流用が続いていたが、1923年から修理費への流用が始まり、実質的に増額されていた。これと並行して廃艦と新艦建造が行われ艦齢は低下したが、修理費は少額にとどめられた。

以上から、艦船部設立の理由の1つである予算の縮小は事実であり、一隻当たりに投下できる予算も大きく削減されたことが、将来の艦船の保存整備への危機感を募らせたものと思われる。しかし修理費は、この危機が主張されるまで他費目を増額させる財源のように扱われており、艦船部が設立される前後に整合性がないように思われる。この不整合は、ワシントン軍縮の影響が大きく現れているものとみてよいだろう。八八艦隊計画に象徴される軍備増強を進める中で軍縮条約が締結され、計画の大幅な変更を迫られた海軍は、保有艦船の整備保存に注力せざるを得ない状況になり、造船関連の予算が圧縮される中で修理費を捻出しなければならない状況下に置かれたことが、整備保存の管理を主任務とする組織の新設を促したものと考えられる。

次に2点目の「予備艦における監督指導者の不在」をみるために、士官と下士官の推移を確認する（表5）²³。士官・下士官ともに1922（大正11）年から24年にかけて減少するが、その後増加を示している。士官と下士官の構成比も、ほぼ1：9の比率で推移しており、個別・比較どちらで見ても、士官の減少が顕著に現れているとは言い難い。

23 なお艦船や陸上施設・部隊などの区別をせず、単純に人数比で確認する。

表5 士官と下士官の推移

年度	士官計	下士官兵計	士官の増減		下士官兵の増減		構成比	
			1912年度=100	1912年度=100	士官	下士官		
1912	5,462	48,389	100	100	1.0	9.0		
1913	5,488	44,907	100	93	1.1	8.9		
1914	5,561	49,956	102	103	1.0	9.0		
1915	5,696	51,866	104	107	1.0	9.0		
1916	5,886	56,626	108	117	0.9	9.1		
1917	6,070	55,900	111	116	1.0	9.0		
1918	6,388	60,040	117	124	1.0	9.0		
1919	6,840	64,601	125	134	1.0	9.0		
1920	7,153	67,325	131	139	1.0	9.0		
1921	7,526	72,727	138	150	0.9	9.1		
1922	7,800	62,839	143	130	1.1	8.9		
1923	7,398	64,052	135	132	1.0	9.0		
1924	7,115	63,895	130	132	1.0	9.0		
1925	7,470	67,130	137	139	1.0	9.0		
1926	7,752	67,900	142	140	1.0	9.0		
1927	7,606	67,576	139	140	1.0	9.0		
1928	7,673	72,746	140	150	1.0	9.0		
1929	7,824	68,208	143	141	1.0	9.0		
1930	7,921	71,298	145	147	1.0	9.0		
1931	7,761	70,334	142	145	1.0	9.0		
1932	7,835	75,638	143	156	0.9	9.1		
1933	8,166	80,394	150	166	0.9	9.1		
1934	8,530	84,196	156	174	0.9	9.1		
1935	8,848	87,814	162	181	0.9	9.1		

[資料]海軍大臣官房『海軍省年報』、海軍大臣官房、各年度より作成。

(注)「士官」には、1915年度から特務士官が含まれる。

士官候補生を除く。

これを予備艦における状況に限定してみると、異なる様相を呈する(表6)。本表に挙げた予備艦の種別とは、船体・機関・兵装の状況や就役への即応性、修理の程度によって設けられた区分であり、数字が大きいほど修理期間が長く、長期間繫留されるとみなしてよい²⁴。これを念頭に表6をみると、繫留の期間が長いほど定員を減少させていることは明確である。ただし1910年代後半まで、予備艦の定員は准士官以上が全員、下士官・兵が予備艦の種別に応じ定員数の半分から全員とされたので、修理期間が長い

24 海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻3』, 1111 - 1118頁。例えば1900年に制定された予備艦艇規則では、第一予備艦は「船体、機関、艀装及兵装総テ完備シ、若ハ小修理小検査等ノ箇所アルモ急速使役シ得ヘキモノ」、第三予備艦は「船体、機関、艀装及兵装ノ大改造大修理総特別検査ノ為解装スルモノ」とされる。同上, 1111頁。

ほど監督指導者が相対的に増加したことになる²⁵。しかし1921年、定員の制限に「下士官兵」の文言がなくなったため、解釈上は士官も一律に減員の対象になったと考えられるが、士官・特務士官・准士官は「定員ノ範囲内ニ於テ必要ニ応シ之ヲ配スルコトヲ得」られた²⁶。

表6 予備艦の定員に関する内令

	内令	予備艦の種別	定員
1912年	予備艦船乗員補充方件 (内令72号)	第1予備艦	定員を指定するものを除き全定員
		第2予備艦	下士官兵は全定員の8/10以内
		第3予備艦	下士官兵は全定員の5/10以内
1918年	予備艦船ノ定員補充ニ関スル件 (内令332号)	第一予備艦・船、予備駆逐艦	全定員
		第一予備艦・船の中で特に指定したもの	下士官兵は全定員の9/10以内
		第二予備艦・船	下士官兵は全定員の8/10以内
		第三予備艦・船	下士官兵は全定員の5/10以内
1921年	予備艦船乗員補充方件 (内令123号)	第一予備艦船	全定員
		第二予備艦船	全定員の8/10以内
		第三予備艦船	全定員の5/10以内

〔資料〕海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻10』海軍大臣官房、863-864頁より作成。
(注) 資料では1912年は下士官兵でなく下士卒と表記されていたが、同一であるため統一した。

上記の規定は監督指導者の増員を認めているが、実態は異なっていた。鎮守府の機関長が毎年参集して開催された機関長会議の議事録では、予備艦において士官の定員増加は行われておらず、監督指導者の減少または不在が教育訓練に悪影響を及ぼしていたことが指摘されている。例えば1910(明治43)年の議事録では、佐世保鎮守府機関長が「第二、第三予備艦ニシテ大修理若クハ修理準備中ニアルモノニシテ、機関部員ハ全定員ニテモ猶ホ足ラザルノ有様ナルニ拘ハラス、却テ其定員ハ減ゼラル、ハ矛盾ノ甚シキモノナリ」と定員減少が実態にそぐわないことを指摘し、さらに「大修理施行中ノ二艦ヲ一人ノ機関長ヲシテ兼務セシメタルコトアリ。而モ二艦中一艦ニハ一人ノ機関官アルノミ。他ハ全ク機関官ヲ欠キタリ」と、監督指導者の兼務または不在を指摘する²⁷。さらに艦船部設立の数年前、1922年の議事録では、これも佐世保鎮守府機関長のものであるが「予備艦

25 海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻10』、863頁。

26 海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻10』、863-864頁。引用も同じ。

27 「機関長会議 自明治42年至明治44年(6)」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C07090315700、「公文備考 官職附属機関長会議」(防衛省防衛研究所)0259-0261。

ニ於テハ、下士官兵ノ如キハ定員超過セルモノアルニ、分隊長ハ却テ充実シアラサル結果、其ノ教育訓練実施上困難ヲ感シツツアリ」と、前掲表では士官と下士官兵の比率は変化していないように思われたが、実態は士官が少なく下士官兵のみ増員されていた²⁸。以上は佐世保鎮守府所属の状況であるが、予備艦における監督指導者の不在が事実として存在したことは明らかである。

最後に3つ目の「監督機関の不在」は、事実をふまえば元々設置されていた。ここで考えたいことは、「監督機関が無い状態で、海軍ではどのように艦船の修理が行われていたのか」である。第1章でみたように、大正時代初期には工廠検査官が修理改造の可否を判断するとされたが、例えば誰が・どのように艦船修理の可否を判断し、どのような過程を経て実施されたのであろうか。明確な監督機関が置かれなかった時期において、この過程に問題が生じたからこそ艦船部設立の必要性が主張されたとも考えられる。艦船の修理に関係するものとして、大きく分けて艦船・鎮守府・海軍工廠の3つが挙げられる。本稿では、これら3つに関係する諸規則から、艦船の修理に要する手続きとその変遷を復元してみたい。

艦船においては、船体・兵器・機関は砲術長や水雷長、機関長などの管理者が管理した。彼らは修理を要する個所を発見した場合、修理の程度により①艦内工作で対処する、②鎮守府造船部（のち海軍造船廠・海軍工廠）に修理を依頼するため艦長に報告する、いずれかの方法をとった²⁹。①では、機関長以外の管理者は副長の承認を経て機関長に艦内工作を依頼し、機関部の工業員を中心に修理作業が実施された。規則上、艦長はなるべく艦内工作で対処することと定められたが、対処できないものに②の手続きがとられる³⁰。

②の手続きは、1904（明治37）年の海軍工廠設立前後で区別できる。海

28 「機関長会議（1）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C08050390000、大正11年 公文備考 巻5 官職5（防衛省防衛研究所）、0110。

29 艦内工作とは、艦船の機関部に配属された工業員により行われた工作作業である。

30 ここまで1884年の軍艦職員条例、1897年の軍艦職員勤務令、1898年の軍艦職員勤務令、1919年の艦船職員服務規程をもとに作成。海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 巻3』、海軍大臣官房、1178—1326頁。

軍工廠設立前は、艦長が修理の要否を調査し、鎮守府司令長官に請求した。鎮守府司令長官も調査を行い修理の要否を確認し、その必要を認めた場合、海軍卿（のち海軍大臣）の許可を受け、艦長に修理命令を下した。この手続きは、海軍造船廠の設置（1897年）に伴い、鎮守府司令長官が認可した後、海軍造船廠が検査することに変更された。1904年7月に制定された艦船造修検査規則では、海軍工廠の設立に伴い、鎮守府は艦船の修理請求を海軍工廠へ中継するのみとされた。修理の要否は工廠検査官が判断し、鎮守府司令長官の認可を受け修理が実施された。さらに同年10月の改正により、艦長は海軍工廠長に直接請求できるよう変更された³¹。

上記から約20年後の1924年には、鎮守府所属の艦船は艦船部を経由して修理請求を行うことに定められ、25年には艦隊および要港部に属する艦船は、所属の長官に修理請求を行い、書類の写しを艦船部長に提出することとされた³²。さらに翌年、艦船部長は「当該鎮守府所属艦船ヨリ海軍工廠ニ宛テタル改造、修理等ノ請求ヲ接受シタルトキハ意見ヲ附シ、之ヲ当該鎮守府工廠長ニ送致スヘシ。其ノ修理事項ニシテ艦内工業ヲ以テ処理シ得ヘシト認ムルモノハ、其ノ旨請求艦船ニ通知シ、所要ノ処置ヲ講スヘシ」と、請求を棄却できる権限を与えられた³³。

以上が艦船部設立までの間、艦船の修理に要した手続きの変遷である。元々鎮守府内に艦船修理の監督機関が存在し、古い事例では艦長や鎮守府司令長官も調査に赴いていたが、海軍工廠設立から約20年間、監督機関は存在せず、鎮守府は海軍工廠（工廠検査官）の決定を追認するにとどまった。この体制は、鎮守府は上位機関や艦船との事務手続きを担い、海軍工廠に修理工事に関する業務を担う、言い換えれば鎮守府と工廠で分業体制を採ることで業務効率化を意図したように捉えられる。

31 ただし艦隊、要港部に属する艦船は所属の長官を経由することとされた。

32 ここまで1885年の艦船造修規則、1886年の海軍艦船造修規則、1890年の艦船造修規則、1893年の艦船造修試験検査規則、1903年制定の海軍工廠条例と海軍工廠処務細則、1904年の艦船造修検査規則、以後1925年までの諸改正をもとに作成。海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 巻8』、海軍大臣官房、303 - 313・316 - 326 / 同（1939）『海軍制度沿革 巻8』、海軍大臣官房、113 - 201頁。

33 海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 巻3』、262頁。

上記のように考えると、艦船部の設立は、業務効率化を図ったにもかかわらず新たに組織を設けたように見受けられ、設立に合理性が認められない。懐疑的に見れば、人事の観点からポスト増加を図るために設立したと考えることもできるだろう。しかし時代背景を考慮すれば、軍縮が進められ予算が削減される中で、人事を理由に新機関を立ち上げることが許容されたとは考えづらい。そもそも艦船部が修理費削減を目的に設立されたことをふまえば、分業体制がとられた時期の修理のあり方に何らかの問題があったと考えられる。

例えば小野寺（2018）は、海軍工廠から艦船の修理工事や修理請求に不満が唱えられていたことを指摘する³⁴。これに加え、艦船の関係者からみた修理工事や修理請求の実態をみるために、機関長会議議事録を利用する。艦船の機関部は、前述のように艦内工業で対応可能な修理工事を管轄していたので、議事録から制度がどのように運用されていたのかを知ることができるだろう。

結論から述べると、艦船側で制度は遵守されず、海軍工廠に依存する状況が続いていた。例えば1910（明治43）年には、「修理ノ際ニ於テハ艦船側ニ於テハ有り丈ケノ事項ヲ書き連ネ、何レ工廠ニ於テハ削減スルナラン等ノ考ヲナセルモノアリ。又工廠ニ於テハ幾分カノ掛価ナルモノトシテ之ヲ取捨スルノ通弊アルヲ認ム」と、艦船から過大な請求が行われ、海軍工廠はそれを織り込み、請求より少数の工事のみ行う慣行が形成されている事例が報告された³⁵。1912年には艦政本部長が「艦艇機関部復旧修理后間モナク曩ニ修理ヲ加ヘタル部分ニ故障続出スルモノアリ。之レハ修理施行ノ際完成ヲ急ギタル為メ、或ハ予算ニ不足ヲ生シタル等事情ハアルナランモ、此等ハ其当時適当ノ手段ヲ執リ後日ニ苦情ヲ起サ、ル様ニ致スベキ筈ナリ。〔中略〕艦船乗員モ工事ニ対シ充分ノ注意ヲ払ヒ之ヲ監視スル上ニ於テ遺憾ナカラコトヲ切ニ希望ス」、1913年にも「艦艇就役後幾日ヲ経サルニ

34 小野寺（2018）56 - 57頁。

35 「機関長会議 自明治42年至明治44年（7）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C07090315800、公文備考 官職附属機関長会議（防衛省防衛研究所）、0305。

機関ノ修理ヲ要シ工廠ヲ煩ハスニ至ルモノアリ〔中略〕要スルニ当事者ノ注意カ周到ナラサリシモノアリ〕と、修理工事に対する艦船乗員の意識の低さや監督不足の結果、海軍工廠の業務に支障を来すことに苦言が呈されていた³⁶。さらに制度上、艦船では可能な限り機関部と協力し、艦内工業によって修理工事を行うこととされていたが、「艦艇ノ主要ナル工事ハ艦艇機関長鎮守府機関長ト協議ノ上工廠ニ請求スルコト、ナシ居ルモ、些細ノ工事ハ直接工廠ニ請求スルヲ以テ、其成行ヲ知ラザルコトアリ」（1910年）、「船体兵器ノ修理工事ニシテ他主管ノモノハ何ラ機関長ノ関知スル所ナクシテ請求セラル、状況ナリ。後ニ至リ工廠検査官カ之ヲ検査スル際、此ノ如キ些々タル工事ハ艦内ニテ施行シ得ルニアラスヤトノ反問ヲ受クルコトハ屢々ナリ」（1914年）、「技術者ヨリセバ極メテ容易ナルコトモ工廠若クハ修理工場ニ委託スルコト、ナリ、艦船ニ於ケル作業能力ヲ充分發揮セザルコト屢々ナリ」（1918年）、「一般ニ他科主管ニ於ケル修理ハ艦内工業ニ待タシテ直ニ工廠ニ請求スル傾アリ」（1923年）と、機関部以外の部署は艦内工業で実施可能か否かを考慮せず、工廠への修理請求を行うことが常態化していた³⁷。一方の海軍工廠では、上掲のように修理関連予算が縮小され工事施行が困難になりつつある中、「新造艦船装備工事ニ忙ハシク、其ニ絶大ナル作業力ヲ要シ、廠内ニ於ケル大部ノ努力ハーツ此レニ集中サレツ、アルノ状況ナリ。従ツテ当局ヨリ既製艦船ノ修理ハ其ノ勢力維持上已ムヲ得サルモノニ止ムヘク」（1921年）と、軍備拡張計画に

36 「明治45年(1) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08020373300、大正2年公文備考 官職附属機関長会議 (防衛省防衛研究所), 0056 - 0057 / 「機関長 (艦政) 諮問会議事録」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08020376300、大正2年公文備考 官職附属機関長会議 2 (防衛省防衛研究所), 1030。

37 「機関長会議 自明治42年至明治44年(7) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07090315800、「公文備考 官職附属機関長会議 (防衛省防衛研究所), 0308。 / 「機関長教育諮問会議事項に対する答案及意見 (2)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08020519700、大正3年 公文備考 官職附属機関長会議 (防衛省防衛研究所), 0688 - 0689 / 「機関長会議 2 止 (11)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08021267100、大正7年 公文備考 官職附属 2 止 海軍大臣官房記録 (防衛省防衛研究所), 1613 / 「大正12年 2 止 (2) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08051038500、大正12年 公文備考 官職附属 諸会議 2 (防衛省防衛研究所), 1206。

伴う新艦建造のため修理工事を行う余裕に欠けていた³⁸。

以上から、鎮守府と海軍工廠の分業体制に何らかの問題が生じていたのではないかという予想は、事実として存在していた。監督機関が置かれなくなると、早くから修理工事に問題が発生していた。特に艦船における修理への関心の低さが目立ち、海軍工廠への依存が続いた。艦船において修理の手続きは遵守されず、海軍工廠に依存する状況であった。一方の海軍工廠は修理費予算が削減され、軍備拡張計画に対応するため、修理工事に割く時間や人員に乏しかった。つまり修理工事を要求する艦船、実行する工廠の双方が問題を抱えていたのであり、特に艦船側の行動に大きな要因があったように思われる³⁹。

艦船部は、このような状況への対策として設立されたと見てとれるが、同部の設立により、修理工事の手続きにいかなる変化が生じたのであろうか。既にみたように、艦船部が設立されるまでは、艦船から海軍工廠に直接請求し、工廠が要否を判断し鎮守府に工事を伝え、鎮守府はこれを認め工廠に工事を命令する、という手続きがとられていた。この時の鎮守府は、修理工事の内容や程度を事後的に確認することになり、鎮守府麾下の組織に工事の妥当性を審査する部署はない。一方、艦船部の設立後は（正確には設立の翌年）、鎮守府麾下の同部が請求を却下し艦内工業で対応させるか、工廠に修理工事を依頼するかを差配するよう変更された。この変化は、艦船部の設立により、鎮守府が修理工事に介在し監督機能を有した海軍工廠設立以前の状況を事実上復活させたものといえよう。

小括

ここまで艦船部設立の3つの理由の実態を検討した。同部の設立の理由は、海軍が直面した諸問題への対策として妥当なものと評価できる。まず①

38 「大正10年諸会義2機関長会議2止(17) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C08050374200、大正10年 公文備考 巻5 官職附属5 (防衛省防衛研究所), 2420。

39 このような状況を招いた要因として、機関長会議議事録では定員や配員の不足(特に予備艦)、艦内工業のあり方などが挙げられているが、本論文の主旨から逸脱するため詳細には触れない。

「予算の縮小」は事実であり、修理費は継続的に削減され、海軍は造船造兵及修理費の中で予算を流用することで費用を工面していた。次に②「予備艦における監督指導者の不在」は、予備艦それ自体が定員を削減されるものであったが、削減対象が下士官のみから士官にも拡大されたため、士官の不在や他艦との兼務が生じ、実質的に監督指導者が減少する事態に陥った。最後に③「監督機関の不在」は、元々はそうでなかったが、海軍工廠設立に伴い監督機能が工廠に移管され、鎮守府は艦船の請求を中継するのみとなり、さらに請求すら事後的に把握することになり、不在の状況が形成された。その後、艦船の修理請求は「ずさん」と言わざるを得ない状態に陥り、軍備拡張計画や修理費削減などの問題に対処しなければならぬ海軍工廠の作業に支障を来す事態を生じさせた。

また別の見方をすると、艦船部の設立は、鎮守府全体の組織再編の中で実施されたと考えられる。1920年代初頭の鎮守府では海軍軍需部・海軍経理部が新設されたが、これらは従来、鎮守府の各部に分散していた業務を整理統合したものであった（表7・8）。艦船部は、この中で唯一新設されたものである。軍縮という停滞・縮小の気運の中で新設されたことは、海軍が修理費の節約をいかに重大な問題と認識したかを物語るものであろう。

表7 海軍軍需部設立の経緯

西暦	第1課 兵器関係	第2課 艦船用品関係	第3課 被服食料関係
1868年	兵器司を置く		
1869年	兵器司 廃止	高輪海軍用所、兵庫用達所	
1871年	武庫司を置く		
1871年	陸海軍省軍用司と改称		
1872年	陸海軍省の設置に伴い、造船局武庫庫所を置く	海軍用所を海軍省軍務局および会計局に移管	
	海軍に武庫司を置く		
1873年	武庫司に定額・取替・取替・取替・計算の5課を置く		
1874年	武庫所廃止に伴い、両所の業務を武庫司に移管	海軍用所を会計局の専横とする	
	造船兵隊を新設		
1875年	兵器司に武庫司・造船兵司の業務を移管	主船所の軍需に移す	
1880年		横須賀海軍用所を置く	
1884年	東海鎮守府を横須賀鎮守府に改称	横須賀海軍用所を横須賀倉庫に改称し、横須賀鎮守府所屬とする	
	同鎮守府に武庫庫を置く		
	横須賀鎮守府に水雷武庫庫を新設(相州長洲に新設したものを附属)	兵庫海軍用所を鎮守府主計部中央倉庫所屬とする	鎮守府主計部に衣糧課を置く
1886年	白崎海軍出張所跡に横須賀鎮守府武庫・倉庫の分庫を置く	鎮守府官制の制定に伴い、主計部材料課で材料物品の購買保存供給を掌る	
	東京の兵器庫・火薬庫を横須賀鎮守府の所屬に改編		
	兵器局を撤し兵器製造所を設置		
1887年	同所に兵器庫を置く		
	兵器製造所に主庫を置く		
	鎮守府官制に基づき、鎮守府に兵器部を置く		
1889年	鎮守府条例に基づき、兵器部の所掌を定める	物品取扱いの分掌を定める 砲兵・砲隊機関に關するものは造船部へ 上記以外のものは主計部へ 主計部と艦船用品の専横供給を掌る所とする	
1893年	鎮守府の兵器部を廃止し、鎮守府に武庫・水雷庫を置く	鎮守府監督部を置き、同部に監製官品庫を置く	鎮守府監督部に衣糧庫を置く
1897年	兵器部を再度設置し、砲隊庫・水雷庫・工場を置く	鎮守府機関部に用品庫を置く	鎮守府経理部に衣糧庫を置く
1900年	海軍兵器庫の新設(砲隊庫・水雷庫・工場を置く(移管?))	鎮守府機材部に海軍用品庫を置く	同経理部に衣糧科を置く
1902年	海軍工廠管区に併し、造船部に製造を移管	海軍工廠に用品庫を置く	
1909年	海軍工廠に兵器庫を設置し、造船部武庫の業務を移管		
1923年	海軍軍需部の新設に伴い、兵器庫の事務を海軍軍需部第1課に移す	海軍軍需部の新設に伴い、同部第2課に用品庫の業務を移管	海軍軍需部の新設に伴い、同部第3課に衣糧科の業務を移管

〔資料〕海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻3』海軍大臣官房、245-246頁より作成。

表8 海軍建築部設立の経緯

	海軍建築部
1884年	横須賀海軍造船所に建築課を置く 横須賀海軍建築掛を置く(海軍省艦政局所属)
1886年	同上 廃止
	横須賀鎮守府に建築掛を置く
	横須賀鎮守府に建築部を置く
1889年	
1893年	各地の鎮守府に建築科を置き、鎮守府監督部の下に置く
1897年	経理部の下に建築科を置く
1900年	
1903年	経理部を海軍経理部と改称
1920年	経理部より分離し、海軍建築部を置く
1924年	

〔資料〕 海軍大臣官房(1939)『海軍制度沿革 巻3』、海軍大臣官房、7-38・242-243・260-261より作成。

第3章 海軍艦船部の展開の諸事例

第1・2章では艦船部の沿革と設立の理由を検討したが、ここでは同部の活動や艦船部長会議の発言から、同部に期待された役割や効果の一端をみていきたい。まず、設立された艦船部に対し、どのような成果が期待されたのであろうか。これを艦船部長会議における軍務局長の発言からみていきたい(表9)。

表9 艦船部長会議における軍務局長口述(抜粋)

	1925年度	1928年度
I	近年特種役務/関係上又同一艦ニテ連年艦隊ニ編入せラルル等ノ為メ、較々モスレバ艦/保存整備ニ対スル注意加増セラシタリト認ムヘキモ/助カラス、橋本廣庫壁面蝕/如キハ其/著例ニシテ、将来最成價ヲ要スル所ナリ、〔中略〕尚近來修理費節約ノ結果、修理費充足セラレザル場合、艦船ニ於テハ之ノ理由由シテ預存手入ノ履行ヲモル力加キ傾向アルヲ聞知スルハ最遺憾ナル所ナリ。修理費削減ノ現状ニ在リテハ一層預存手入ヲ勵行シ、以テ艦ノ整備トシテ修理費ノ減少ヲ圖ルノ切ナルヲ認メラルハ、次第ニ付キ、此点ニ関シテ一般ノ注意ヲ喚起シ万遺憾ナキ期スルニ努メラント望ム。	抑モ艦船ノ保存及整備ノ実施ハ、其ノ性質上直ニ効果ノ現ハルモノト然ラザルモノアリ、例ヘバ船体ノ如キハ後者ニ屬シ、善後ノ実施ニヨリ結果トシテ効果ヲ著ゲ得ラルルモノナリ。而シテ一艦ニ平等不斷ノ実施ノ状況ハ船ヲ重大ナル結果トシテ現ハレ、各方面ニ影響スル処多シ、保存及整備ハ各艦船ヲ通シテ履行スベキハ勿論トナルモ、新艦ニ在リテハ動キスレバ現状ニ乖ハレ、又他ノ付置アルノ船ヲ以テ聞知サレタレキヲ以テ、斯ル事トナキ切ニ希望ス。艦船ノ役務又ハ訓練作業等ニヨリ充當時間人員等ニ多ク差支アリト雖、指導案面官シキヲ得ハ其ノ効果ハ偉大ナルスルミナラス、又吾海軍ノ現状ニ鑑ミ艦船ノ保存整備ノ十全ヲ期スルハ、兼ヨリ教育ノ効果ヲ著グルニ附ナリト信ズ、諸官ハ之等ノ点ニ留意セラレ、艦船部所掌タル保存及整備ニツキ益努力セラレト望ム。
II	艦船ノ保存整備ハ刻下ノ急務ニシテ、之ヲ実施スルヘキモ/少カラサルヘントシ、財政ノ理ヲ一節ニ容易ニ其案現ヲ期待シ得ヘカラス、艦船ハ建造ノ事情ニ依リ而シテ、所ニシテ、要ハ適良ナル立案指導ニ依リ現行經費及設備ノ/艦艇ヲ探ニ察シ、以テ艦船整備ノ効果ヲ期待シタルニ在リ、各位ノ善業ハ之ヲ諒ルルモ、尚此点特ニ知シ置カント望ム。	艦船ノ保存整備ハ帝國海軍勢力維持上最も重大ナル一要素ニシテ、効力維持並ニ艦船延長問題等ニ関連シ益々其ノ緊要ナルハ益々著クモ。然レドモ財源人員等ノ緊縮サレツツアル現状ニ於テ、施設其ノ他ノ要望ヲ遺憾ナク実施スルハ困難ナル状態ニシテ、当局ニ於テハ其等ノ改善ニ関シ充分考慮シツツアル処ナルモ、保存及整備ノ実施ヲ確實ナラシメ顕著ナル効果ヲ望ムルニハ、一ニ當時諸官ノ親意努力ニ依リテ多ク大ナル付置。
III	海軍艦船部ハ創設以來日尚淺シト雖、當時諸官ノ親意努力ニ依リ漸次基礎ヲ確立シ着々其効果ヲ収メラルルハ高度ニ堪ヘサル所ナリ。凡ソ建設創業ノ時代ニ在リテハ執務ノ範圍、周囲ノ之ニ対スル理解等ニ明確ヲ欠キ、能率発揚上多少ノ困難ヲ伴フ例トス。而シテ艦船部ノ所掌事項タルモ、一艦船ノ保存整備ト謂フニ其關係スル所ハ相当地ニ多クアルヲ以テ、部隊遂行上之要ノ点ニ對シテ苦心ヲ要スヘキ事ノ點アルハ無疑ナル所ナリ。抑々艦船部ハ多クノ場合領守部司令長官ノ輔佐機關トシテ案面指導ノ任ニ當リ、案面ノ善業ハ勿論ノ如シテ保存整備ノ多クアルヲ以テ、之ヲ他機關トシテ連絡ハ難シ、緊要ナルヲ要スルコトニ當リ候ハレタルモ、其活動消極ニ失スレハ善業著ラス、積極ニ邁リハ後進ニシテ其ノ間隙ヲ充テ起スル虞アリ、各位カ凡ソ一層意力ヲセラルルニ努ムル所ナリ。創設時代ニ於ケル能率發揚ノ如何ノ得來ニ對シテ重大ノ影響アル事モアルアリ以テ、特ニ慎重ナル考慮ヲ払ヒ適切ナル運用ニ依リ艦船部ノ能率ヲ十全ニ發揚スルニ努メラント望ム。	大正十三年海軍艦船部令ノ制定アリテ、翌十四年初メ艦船部長会議ヲ召集セラレ、爾來三年本會議ヲ召集セラレザリシモ、本年度第二回ノ會議ヲ召集セラレ、茲ニ諸官ト会同スルヲ得タルハ欣ビタル所ナリ。海軍艦船部ノ設備ハ、海軍編制制限會議ノ前後、吾海軍ノ内容善業ノ必要ナルニ對シテ、艦船ノ保存整備ノ急務ヲ認ゼラレタルニ依リ、由來艦船部ニ領守部諸官艦船ニ於テハ一節ニ教育ニ専念スル余リ保存整備ニ對シテ關節セラレタルハ益々シク認メラルル所ナリ。然レドモ艦船部令ノ規定ヲ見テ、茲ニ四年過年着々トシテ其ノ成果ヲ著クツツアルモ、尚不今又ノ海軍編制制限會議ノ結果ニ依リ、凡ソ海上ノ善業向上ニ對シテ、艦船部長會議上ヨリ阻止セラルル所ナリ。茲ニ諸官ト会同シテ殊ニ是等諸件ニ對シテ急務ナキ意見ヲ聞カント望ム。

〔資料〕「艦船部長会議」(6)JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C08051573400、大正14年 公文備考 巻502 會議官報(防衛省防衛研究所)、0262-0267/「艦船部長会議終了の件」(3)。

JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C04016033400、公文備考 官職11の2 巻11の2(防衛省防衛研究所)、1125-1129より作成。

艦船部設立から数年間の軍務局長の発言をみると、現状として整備保存が疎かであることと、その原因が述べられている。例えば修理費節約のため修理請求が受理されないことや、多忙のため整備保存に時間が割けないことが、整備保存への意識を低下させている（1925・28年度Ⅰ）。艦船の整備保存は、軍縮条約によって軍備が制限されている海軍において、艦船延長のためにも不可欠である（1928年度Ⅱ・Ⅲ）。しかし財政上の問題から、施設の充実も難しい。このような事情の下に設立された艦船部には、適切な計画立案と指導により現在の経費と機関の能率を高め、艦船整備の効果を挙げるのが期待されている（1925年度Ⅱ）。鎮守府司令長官を補佐する艦船部であるが、その任務は広範にわたり、関係部局との連繋が不可欠である。したがって、活動の程度には慎重を期しつつ十分な成果を挙げてもらいたい（1925年度Ⅲ）。以上が軍務局の期待する艦船部の役割であった。

ここで述べられたように、艦船部の立場は鎮守府司令長官の補佐であり、艦船に対する指揮命令権は有していない。この点については、設立間もない1925（大正14）年の艦船部長会議でも当事者から問題視されていた。横須賀海軍艦船部長は、「長官ノ認許ヲ得テ必要ナル事項ヲ艦船指揮官ニ指示スルコトヲ得ルト虽モ、監督権ナキ為メ実行力甚タ薄弱ニシテ本務遂行上活動ノ効果少ナク、艦船保存整備ノ実ヲ挙クル上ニ於テ積極的機関タルコトヲ得スシテ、徒ラニ消極的調査機関ニ止ラントスル傾向ニ陥リ易シ。

〔中略〕全然艦船部長ノ命令下ニ置クコトハ不可能事タルベキモ、或ル範圍ニ対シ何等カノ意味ニ於テ監督ノ機能ヲ艦船部長ニ与フルハ、〔中略〕確實ナル艦船保存、整備法ノ励行上極メテ必要」であるから「艦船部長ハ艦船指揮官ニ対シ監督ノ機能ヲ保有スル要アリト認ム」と述べたが、軍務局は「艦船ノ保存整備要務ハ一般艦務ト密接ナル関係アリ、法規ヲ以テ監督権ヲ設定スルハ實際問題トシテ物議ノ種ト為ルノ虞アリ。現行ノ程度ヲ以テ適度トシ、且ツ運用^宜キヲ得ハ所要ノ目的^的ヲ達シ得ヘシ」と、艦長との指揮命令権の重複が懸念されるため、「艦船部ハ長官ノ補助機関」とい

う立場で十分とした⁴⁰。

補助機関であり主導するものではないという立場は、一見すれば艦船部が有名無実の組織ように見受けられるが、同部の所掌の広さをふまえると、権限の重複や他部局との衝突を回避するために適切なもののように思われる。第1章でみたように【史料1】、艦船部には部長・副官・部員・附・判任文官が置かれ、「艦船ノ改造、修理等ノ時機、程度、緩急等ニ関スルコト」・「艦船ノ現状及来歴調査ニ関スルコト」・「艦船ノ保存手入及効力維持ニ関スルコト」・「艦内工業ノ指導ニ関スルコト」・「艦船ノ諸公試及諸試験ニ関スルコト」・「艦艇使用実験ニ関スルコト」・「艦艇使用実験ニ関スルコト」・「艦船ノ臨戦準備ニ関スルコト」・「徴備船舶ノ整備ニ関スルコト」、以上8つの事項を掌った⁴¹。これらの多くが艦船の役務に関与しており、艦船部長が艦長に対し指揮命令権を有することは難しい⁴²。

このようにみると、艦船部の影響力が乏しいように思われる。これに関係して鎮守府の各組織の長の階級をみると、艦船部長には少将が任じられた(表10)。少将は鎮守府幕僚と同程度であり、鎮守府麾下の組織の長としては比較的高位である。第2章では、艦船部の任務を遂行するには高級の将官を置くことが権限の裏付けに必要とされていたことをみたが、艦長の最高位は大佐であったから、艦長に階級の違いから艦船部に協力すべきとみなされることが期待されていたのかもしれない⁴³。ただし実態として1935年までの艦船部長は、就任当時は大佐が多かった。これが人事上の都合であるか、何らかの意図が介在していたのかは不明である(表11)⁴⁴。

40 「艦船部長会議 2 止 (6)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08051573400, 大正 14 年 公文備考 巻 5 の 2 会議官職 (防衛省防衛研究所), 0270 - 0271・0273。

41 海軍大臣官房 (1939)『海軍制度沿革 巻 3』, 261 頁。横須賀海軍艦船部では、部内を副官部・一部・二部の 3 部に分け、上記の事項を分担した。「横須賀艦船部事務分担一覧表」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04015045900, 公文備考 官職 13 巻 13 (防衛省防衛研究所)。

42 艦長および艦船内の役務については、「艦船令」や「艦船職員勤務令」を参照。海軍大臣官房 (1939)『海軍制度沿革 巻 3』, 海軍大臣官房。

43 艦長の階級については、海軍大臣官房 (1940)『海軍制度沿革 巻 10』, 海軍大臣官房を参照。

44 本表に挙げた艦船部長の経歴について、本稿は海軍の人事の分析ではないため詳細な検討は行わないが、同部長のキャリアを観察した限りでの印象についてのみ付言

表10 鎮守府各組織の階級（大正13年時点）

鎮守府 司令長官	幕僚						海軍 港務部	海軍 人事部	海軍 経理部	海軍 艦船部	海軍 軍需部	海軍 建築部	海兵団	海軍工廠	海軍病院
	参謀長	人事長	機関長	軍医長	主計長	法務長	大佐	大佐	主計少将	少将	大佐	技師	少将 大佐	中少将 機関中少将	軍医少将
中～大將	少将	大佐	機関少将	軍医少将	主計少将	主理									

【資料】海軍大臣官房(1940)『海軍制度沿革 巻10(2)』、海軍大臣官房、614-618-648-671-683頁。
 (注) 舞鶴鎮守府および同要港部の階級は省略した。

表11 歴代海軍艦船部長（1935年まで）

年度	横須賀	呉	佐世保
1925	吉岡保貞【機】※	神崎保【機】※	村瀬貞次郎※
1926			
1927	佐藤巳之吉※		
1928	清藤徳彌※	小泉武三	菊井信義※
1929	竹内泰民【機】	赤堀研吉【機】※	
1930	本多敬太郎【機】		太田質平
1931	在塚喜友【機】	金谷三松	
1932	長尾秀二【機】	高野順【機】※	毛内効
1933	川原宏【機】	中尾金房【機】※	有馬寛
1934		中道忠夫	
1935	氏家親治【機】※	吉田信一	鈴木嘉助※

【資料】各年度『職員録』/「艦船部長会議2止(1)」JACAR(アジア歴史資料センター)
 Ref.C08051572900、大正14年 公文備考 巻5の2 会議官職(防衛省防衛研究所)、0031-0032/「軍務局長 御座所拝謁に関する件」JACAR(アジア歴史資料センター)
 Ref.C04016032300、公文備考 官職11の2 巻11の2(防衛省防衛研究所)、0978/「軍務3第25号 7. 5. 17 御座所拝謁に関する件照会」JACAR(アジア歴史資料センター)
 Ref.C05022420400、公文備考 P巻5 会議 艦船部長会議(1) 昭和7(防衛省防衛研究所)、0052-0053/「軍務3第10号 10. 4. 5 御座所拝謁に関する件」JACAR(アジア歴史資料センター)
 Ref.C05034600000、公文備考 昭和10年P会議 巻6(防衛省防衛研究所)、1109-1110。
 (注) 【機】は機関科将校を示し、これが付されていない人物はみな兵科である。
 就任当時大佐だった人物には、※を附している。

艦船部の業務の具体例として、艦内工業の指導・整備保存活動の2つをみていきたい。1つ目の艦内工業の指導は、活動内容をみる限り「連合工作の指揮」とすることが適切なように思われる。「連合工作」の語句は、確認される限り1925（大正14）年の呉鎮守府工作規程が初出である⁴⁵。同規程

すると、ほぼ全員が艦船部長就任の前後に少将となり、その後軍令部出仕から予備役に編入されていたことから、同部長はいわゆる「上がりポスト」のように見受けられる。一方で、艦長や艦船・艦隊機関長、海軍省や鎮守府での勤務など、中央・地方（基地）・現場（艦船）と様々な場所で経験を積んだ人物であったとも表現できる。海軍歴史保存会編（1995）『日本海軍史 第9巻』、95・98-99・193-194・464-466・600・699・756-757・800-801・831-832 / 同編（1995）『日本海軍史 第10巻』、11-12・25-26・45・91-92・148-149・197・209-210・271・274・289・419-420・499-502・570を参照。

45 なお機関長会議の議事録から、1913年頃には構想されていたことが確認される。「各

では、工作を各個工作と連合作の2種に区分し、前者を「艦船部隊各自ノ工作力ヲ以テ所要ノ工事ヲ完成スルモノ」、後者を「比較的完備セル工業設備ヲ利用シ、連合シテ所要ノ工事ヲ完成」させ、「主トシテ海兵団、防備隊、港務部、潜水学校及指定シタル艦船ノ工事ニ於テ」行われるものと定めている⁴⁶。簡潔に言えば、一艦船内で行われる工事を各個工作、複数艦船または陸上部隊で共同して行われるものを連合作と捉えてよい。各個工作は一艦船の中で完結される工事であるから副長や機関長が監督の任に当たるが、「連合作ニ関スル事務ハ艦船部ニ於テ之ヲ行フ」こととされた⁴⁷。連合作は「各艦船部隊ニ於テ工事ヲ要スルモノアルトキ」、分担当を工作主任として当該箇所の検査を行い、「材料自給連合作ニテ完成シ得ヘシト認ムルモノ」・「材料供給ヲ受クルトキハ連合作ニテ完成シ得ヘシト認ムルモノ」に対し行われた⁴⁸。このとき艦船部長が連合作指揮官として作業を統率し、同部部員が補佐官となり、艦船乗員で作業班が編成された。

1935（昭和10）年時点の連合作の設備をみると（表12-1～3）、鎮守府の陸上施設では多機種を少数配備しており、鑄造から仕上げまで一通りの作業が可能な状態であった。このように多機種を少数配備した背景には、多数を配備しても工事の予定が無い場合は不経済であり、「彼此按配シ中庸ヲ得タル設備ヲ為スヲ至当ト認」め、「工廠修理緩和、艦隊入港時及常時小艦艇ノ一般修理ヲ消化セシムル程度」を目標にしたためである⁴⁹。

機関長提出艦政諮問事項に対する意見提出の件照会」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C08020375500、大正2年 公文備考 官職附属機関長会議2（防衛省防衛研究所）、0727 - 0728。

46 「第12類 艦船兵器造修附兵器経理」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C12070606400、大正15年12月1日現在 12版 呉鎮守府例規 全（防衛省防衛研究所）、2132・2134。

47 同上、2134 - 2135。引用は2135。

48 同上、2133。

49 「艦船部長会議諮問答申（8）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C05034603000、公文備考昭和10年P会議巻7（防衛省防衛研究所）、0393 - 0394。

表12-1 1935年時点における連合工作関連設備（港務部）

港務部									
金属工業					木具工業				
機須賀		呉		佐世保		機須賀		佐世保	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
14フィート旋盤	1	旋盤	4	8フィート旋盤	2	木具旋盤	2	帯鋸機械	1
8フィート旋盤	2	線切旋盤	1	10フィート旋盤	2	帯鋸機	1	手押鉋機械	1
6フィート旋盤	2	形削機械	2	17フィート旋盤	1	手押鉋機	1	自動送鉋機械	1
線切旋盤	1	放速電動銼床機械	1	銼床機械	3	自動送鉋機	1	直立鑽孔機械	1
突撃機械	1	移動電動銼床機械	小1	移動電動銼床機械	2	移動小型丸鋸機	1	自動鋸刃研磨機械	1
形削機械	1	打貫押切機械	1	型削機械	2			面取鉋付機械	1
銼床機械	1	槽鑄刀機械	2	平削機械	1			帯鋸目立機械	1
金剛砂砥機械	1	突撃機械	1	万能槽鑄刀機械	1			自動鉋刃研磨機	1
鋸治炉	3	金切砥機械	1	突撃機械	1			木工旋盤	2
アセチレン溶接器	1	鉄板曲げ機	1	金切砥機械	2			直立鑽孔機	2
		研磨機械	1	線切機械	1			銜金鋸機	1
		電気鋸・蒸気鋸	1	研磨機械	3			面取機械	1
		重油溶解炉	1	打貫押切機械	2			潜水器(2人用)	1
		煤炭溶解炉	2	鉄板曲げ機械	2			潜水器(1人用)	3
		電気溶接器	1	ガス溶接器	2			丸砥石機	3
		瓦斯溶接器	2	電弧溶接器	1				
		原動用電動機	1	溶解炉	4				
				立炉	2				
				爐	6				
				蒸気鋸	1				
				電気鋸	1				
				金敷	6				
				万力	11				

表12-2 1935年時点における連合工作関連設備（防備隊）

防備隊									
金属工業					木具工業				
機須賀		呉		佐世保		機須賀		佐世保	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
8フィート旋盤	2	旋盤	5	8フィート旋盤	3	木具旋盤	1	帯鋸機	1
8フィート旋盤	3	平削機械	1	10フィート旋盤	3	帯鋸機	1	帯鋸目立機	1
4フィート旋盤	1	形削機械	1	銼床機械	2	手押し鉋機	1	移動丸鋸機械	1
万能槽鑄刀機	1	放速電動銼床機械	1	移動電動銼床機械	1	自動送鉋機	1	手押鉋機	1
形削機械	1	移動電動銼床機械	小2	形削機械	1	移動小型丸鋸機	1	自動送鉋機械	2
銼床機械	2	打貫押切機械	1	万能槽鑄刀機械	1	潜水器	1	直立鑽孔機械	1
自在研磨機械	1	槽鑄刀機械	1	研磨機械	2			自動鋸刃研磨機械	1
金剛砂砥機械	1	鉄板曲げ機	1	打貫押切機械	1			帯鋸目立機	1
鋸治炉	7	研磨機械	1	鉄板曲げ機械	1			原動用電動機	1
溶解炉	1	電気鋸・蒸気鋸	1*	ガス溶接器	2			面取鉋機	1
立炉	1	重油溶解炉	2	溶解炉	3			潜水器	2
アセチレン溶接器	1	煤炭溶解炉	1	金敷	6			丸砥石機	1
		鋸治炉・移動機	4	爐	3				
		鋸治用火炉	1	万力	7				
		電気溶接器	2						
		瓦斯溶接器	2						
		銜金鋸金炉	2						
		原動用電動機	2						

表12-3 1935年時点における連合作業関連設備（その他）

その他											
金属工業					木具工業						
機須賀		呉		佐世保		機須賀		呉		佐世保	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
8フート旋盤	2	旋盤	20	8フート旋盤	1	木具旋盤	1	帯鋸機	6	帯鋸機	2
8フート旋盤	1	形削機	3	8フート旋盤	11	帯鋸機	1	帯鋸機	2	帯鋸機	1
4フート旋盤	1	電気電動雑機	1	8フート旋盤	1	丸鋸機	1	移動丸鋸機	3	帯鋸機	1
万能鑄造刀機	1	移動電動雑機	大2 小3	雑機	2	万能鑄造機	1	丸鋸機	1	移動丸鋸機	2
形削機	1	打貫押し機	2	移動電動雑機	4	手押機	1	手押機	1	自動送給機	2
雑機	3	鑄造刀機	1	形削機	1	平鋸機	1	自動送給機	2	手押機	1
押切打貫機	1	鉄板曲板機	1	万能鑄造機	1	直立鑽孔機	1	直立鑽孔機	1	自動研削磨機	1
金剛砂研磨機	2	研削機	2	研削機	2	潜水器	3	自動研削磨機	2	木工原簿	2
溶接炉	2	電気鍋 蒸気鍋	1*	自動研削機	1			木工口切機	2	立鑽孔機	1
鉛溶炉	2	重油溶接炉	2	打貫押し機	1			面取削機	1	潜水器	3
Aセレン溶接器	1	鉛溶炉・移動機	1	鉄板曲板機	1			帯鋸自立機	2	丸鋸石機	1
		鉛溶炉	1	手動押し機	1			環鑽穿孔機	1	発条鋸機	1
		電気溶接器	1	ガス溶接器	3			原動用電動機	2		
		瓦斯溶接器	4	溶接炉	2						
		原動用電動機	5	立炉	1						
				機	6						
				空気鍋	1						
				金敵	14						
				万力	28						

【資料】「第87号 10. 8 昭和10年艦船部長会議関係書類の件(4) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C05034601100, 公文備考 昭和10年 P 会議 巻6 (防衛省防衛研究所), 1373-1375・1388 / 「第87号 10. 8 昭和10年艦船部長会議関係書類の件(5) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C05034601200, 公文備考 昭和10年 P 会議 巻6 (防衛省防衛研究所), 1402より作成。

【注】「その他」の内訳は、機須賀が水雷学校、呉が潜水学校と海兵団、佐世保が海兵団である。
*は配備予定のものを示す。

連合作業による制作物の例を挙げると、ポンプ、各種弁、管類（蒸気管・循水管など）、ピストン、各種軸受け、注油台、灰受皿、灰除板、滑車、木製の什器類（箱・机・黒板・棚・額縁など）、木船製造などが行われ、他にもタンクや電路の修理工事、甲板やりノリユームの張替えなどが行われており、連合作業による制作物は小規模な部品・器具が中心であった⁵⁰。そして連合作業を利用する艦船としては、「駆逐艦、潜水艦ノ如キ工業施設貧弱ナル艦艇」が挙げられ、設備に乏しい艦船に連合作業を利用することは、「艦船修理費節減ノ見地ヨリ、〔中略〕艦艇ノ工廠請求ヲ極減スル為」に有効と考えられていた⁵¹。

連合作業の利点としては、艦船乗員の技能向上、「自給自足ノ観念ヲ旺

- 50 「艦船部長会議終了の件 (2)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016033300, 公文備考官職 11 の 2 巻 11 の 2 (防衛省防衛研究所), 1091・1094・1098 - 1100 / 「艦船部長会議終了の件 (7)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016033800, 公文備考官職 11 の 2 巻 11 の 2 (防衛省防衛研究所), 1349 / 「艦船部長会議諮問事項に対する各艦船等意見」呉海軍艦船部 (4) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016036500, 公文備考官職 11 の 3 巻 11 の 3 (防衛省防衛研究所), 0546・0548 を参照。
- 51 「艦船部長会議終了の件 (2)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016033300, 公文備考官職 11 の 2 巻 11 の 2 (防衛省防衛研究所), 1101 / 「艦船部長会議 2 止 (10)」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05022422800, 公文備考 P 巻 6 会議 艦船部長会議 (2) 止 昭和 7 (防衛省防衛研究所), 0837 - 0838。

盛ナラシメ」ること、そして修理費の節約が挙げられていた⁵²。艦船部は、それ指揮し促進を図る存在であったが、「訓練教育ト整備保存トノ按配ニ関シテハ適当ナルヲ要ス」ること、「奨励ノ余リ工廠ノ出店ノ如キ觀ヲ呈シ、工業兵ヲ職工代用等ニ利用スルノ点ハ大イニ考慮ヲ要ス」ること等の理由から、連合作の過剰な実施には一定の抑制がかけられていた⁵³。

2つ目の整備保存活動として、①艦船への立ち入り検査・②兵器の整備保存方法の通達・③予備艦編入後の保管（繋留）および整備計画の策定・④広報活動などがある。①は艦船部が海軍工廠と協力して船体・機関の状況を点検することであり、艦船部長は鎮守府参謀長を経て、軍務局長に艦船の現状と大規模修理の必要性を報告した⁵⁴。

②は言葉通りであるが、事例として横須賀海軍艦船部長は、各艦長・司令に宛て光学兵器（測距儀・望遠鏡・双眼鏡・潜望鏡など）の使用方法とくに「本兵器ノ瘡トモ称スベキ微菌発生ノ点ニ関シテ」、「本兵器ノ重要性ト工廠ニ於ケル修理能力トニ鑑ミ、当事者ヲシテ」取扱上の注意を促した。光学兵器のレンズや眼鏡の整備保管方法や手入れ中の注意事項を列举し、兵器別・艦種別・主管別の故障件数や原因を表形式に整理している。表形式にしたのは、おそらく兵器別・艦種別の故障原因を明瞭に示し、注意喚起を促すためだろう⁵⁵。

③は予備艦に編入される艦船の保管（繋留）作業の計画、諸手続き、艦

52 「7. 6. 22軍務局長口述、艦船部長意見、諮問事項審議等」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C05022420800、公文備考 P 巻5 会議 艦船部長会議（1）昭和7（防衛省防衛研究所）、0096 - 0097。引用は0097。

53 同上、0096 - 0098。この他にも、連合作の目的は、鎮守府から離れた遠隔地において発生した修理工事を艦船の連携によって可能にすることにあり、工廠修理の代替として利用することは本来の目的から逸脱しているのではないか、という疑問も出されている。「艦船部長会議2止（10）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C05022422800、公文備考 P 巻6 会議 艦船部長会議（2）止昭和7（防衛省防衛研究所）、0866 - 0867。

54 「第6駆逐隊現状に関する件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04015628600、公文備考 艦船6巻35（防衛省防衛研究所）を参照。

55 ここまで「横艦機密第90号昭和9. 9. 10光学兵器の保存整備に関する件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C05023743200、公文備考昭和9年I兵器巻9（防衛省防衛研究所）。引用は0006。この史料は軍務局に残されていた写しであるため、実際には複写物が各艦長・司令に配布されたと推察される。

内の点検をふまえた修理工事の程度や日程、乗員への注意事項の整理である。この作業は軍務局長に報告され、海軍艦政本部や軍令部にも回覧された。この活動に関連する史料の一つに、艦政本部が付箋を付し「決定ノ上写関係部へ配付方取計ハレ度」と記しているものがあるため、艦船部の報告に基づいた計画・手続きが遂行されたことが確認される⁵⁶。

④は、整備保存の重要性を周知させるために行われたものである。佐世保鎮海軍艦船部が作成した『陳列品説明書並図表類集 昭和4. 5』からは、同部が手入不足により著しい劣化を生じた部品を屋内に陳列し、「艦船保存整備参考品説明会」と称した展示会を開催したこと。また標語・イラスト・図表などにより、艦船の整備保存に関する諸事項、例えば日常の注意事項、作業方法、錆の発生原因と対策、各種物品の使用法や価格などを紹介し、整備保存の意識向上を図ったことがうかがえる⁵⁷。例えば標語では、整備保存に関する諸事項を列挙した「艦船保存整備いろは訓」や、「身から出た錆と思ふて手入せよ」、「力まかせに把手とれば発錆々々と音がする」、「艦の錆、手入せぬのは下の下なり、手入するのは上のうち、未然に防ぐは上の上」、「錆落を叩く「ハンマ」は打出の小槌。叩け黄金の花が咲く」など様々な標語を作成した⁵⁸。

以上のような艦船部の活動の成果は、「性質上極メテ地味デ、而モ長期ニ亘リ不断ノ注意ト努力トニ俟ツコト大ナルモノデアル上ニ、作業ノ案画実施ハ任務行動、教育訓練並ニ配員等ト関連シ考慮ヲ要スベキモノガ多」いこと、予算は大蔵省との折衝を経て決定されること、修理工事の有無は偶発的な要因であることなどの理由から、統計的な把握が難しい⁵⁹。ただ

56 ここまで「第3潜水隊繋留保管準備作業実施報告(1)」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C04015628000、公文備考 艦船6巻35(防衛省防衛研究所)。引用は1751。

57 佐世保海軍艦船部『陳列品説明書並図表類集 昭和4. 5』(⑥技術—その他—21)、防衛省防衛研究所蔵。

58 同上、1587・1599・1612。ただし本冊子は、艦船部が下士官兵にまで閲覧させることは風紀的に問題であると判断し、艦内では艦長から各科長までの閲覧に留めている。

59 「第87号10. 8昭和10年艦船部長会議関係書類の件(1)」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C05034600800、公文備考 昭和10年P会議巻6(防衛省防衛研究所)、1207—1208。

し、活動の成果に係る文言をみると、徐々に成果が表れたようである。艦船部長会議の軍務局長や海軍艦政本部総務部長の発言をみると、1928年度に軍務局長が「艦船ノ独力維持ニ関シ近年著シク其ノ実績ヲ挙ゲ、艦内工業利用程度ハ益増進セラレ、工廠修理請求モ自艦工作能力ニ応ジ区分整理サレツツアル傾向ヲ認ム」とした⁶⁰。1932年にも軍務局長は「艦船ノ保存整備ハ諸官ノ熱誠ナル努力ト適切ナル指導トニ依リ愈良好ナル実績ヲ収メツツアルコトハ、帝国海軍ノ為慶賀ニ堪ヘザル所〔中略〕近時艦船乗員ノ保存整備ニ対スル觀念ハ大ニ普及徹底シ実績ノ見ルベキモノアル」、海軍艦政本部総務部長が「艦船ノ役務行動ニ甚シイ支障ヲ生ジタモノガ未ダアリマセヌノハ、諸官ノ御協力ニ負フ処甚タ大ナルモノト存ジマシテ、艦政当局ニ於キマシテモ大ニ感謝致シテ居ル次第」・「艦船ノ保存整備ハ、幸ニ諸官ノ適切ナル御指導ニ依リマシテ年々其ノ成績ガ向上進歩ノ跡ヲ示シ、艦船乗員モ上下ヲ挙ゲテ整備作業ヲ重視スル気風ガ濃厚ニナツテ来マシテ、嘗テハ整備作業ヲ艦ノ余技ナルカノ如ク考ヘテ居リマシタ既往ノ謬見ヲ漸ク一掃サレツ、アリマス」と述べ、乗員の意識向上と支障発生の減少を艦船部の成果として謝意を示している⁶¹。

おわりに

本稿では、海軍艦船部の成立と展開を観察した。艦船の整備保存を担う艦船部は、現代的には存在感の薄いものであるかもしれないが、同時代的にみるといくつかの役割が期待されていた。以下、各章の概略をもって要旨としたい。

第1章では、海軍艦船部と同様の所掌を担った組織の展開をみた。艦船部の由来とされる組織は多岐にわたったが、艦船の修理工事に関わる手続き

60 「艦船部長会議終了の件 (3)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016033400, 公文備考官職 11 の 2 卷 11 の 2 (防衛省防衛研究所), 1129。

61 「軍務 3 機密第 87 号 7. 7. 9 艦船部長会議終了の件報告 (1)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05022421000, 公文備考 P 卷 5 会議艦船部長会議 (1) 昭和 7 (防衛省防衛研究所), 0122 - 0123 / 「軍務 3 機密第 87 号 7. 7. 9 艦船部長会議終了の件報告 (3)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05022421200, 公文備考 P 卷 5 会議艦船部長会議 (1) 昭和 7 (防衛省防衛研究所), 0255 - 0256

についてみると、かつて鎮守府を経由していたものが海軍工廠への直接請求に変更された。

第2章では、海軍艦船部設立の理由を検証することで、設立の妥当性を考えた。艦船部設立の理由として挙げられたのは予算不足・監督者の不在・監督機関の不在の3点であったが、いずれの事項にも問題が生じていたことが確認された。修理費予算は減額され続け、海軍は予算枠内の流用で実質的な増額を試みたが、予算規模の縮小は続き一隻当たりの修理費も低下し続けていた。次に監督者の不在については、一見すれば士官と兵の比率に変化はみられないものの、予備艦の定員削減の対象が拡大されたことで、監督者の減少または不在が起きていた。最後に監督機関の不在は、第1章でみた修理請求手続きにおいて海軍工廠への直接請求がなされて間もなく、艦船では些細な修理をも工廠に依存する状況が発生しており、工廠の作業に様々な負担をかけていた。以上から海軍艦船部設立の理由は、状況からみて妥当であったといえよう。

第3章では、海軍艦船部の展開を概観した。鎮守府に置かれた海軍艦船部は、鎮守府司令長官を補佐する機関として、また艦船や他部局と複雑な関係を有する以上、あくまで補助機関として位置づけられた。この中で艦船の整備保存に関わる様々な業務を担い、現有設備・施設で整備保存に最大限の効果を発揮することが期待された。本章では、艦船部の活動の諸例を観察し、その成果は数年を経て着実に表れていると評価されていた。

艦船の整備保存は、文言としては新しいものであるが、その重要性はある意味では当然であり、あえて制度化したことに疑念もあるだろう。しかし実態として、海軍には整備保存活動を困難にする諸要因や行動が常態化しておいた。特に軍縮の中で、整備保存は極めて重要な任務と位置付けられ、海軍艦船部は、この重要任務を担う存在として期待されたのである。

以上が本稿の要点である。以下では今後の展望を述べる。本稿は海軍内部の議論であり、海軍艦船部に注目した分析であったが、同時期に設立された海軍軍需部・建築部の展開と関連させて、鎮守府における組織再編を議論することができるだろう。また、艦内工業の担い手の工業員への詳細

な検討が必要である。艦内工業の指導は、海軍艦船部の任務の1つとされていたが、本来的には艦内または教育機関で指導・育成されるものであるから、彼らの業務や訓練のあり方、程度に迫らなければならない。さらに、艦内において工作作業や修理工事という特種な任務を担った工業員そのものが余り知られていないため、歴史的経緯をふまえた工業員の展開を明らかにする必要があるように思われる。

参考文献一覧

小倉徳彦（2022）「昭和初期における日本海軍の宣伝機関：海軍軍事普及委員会の基礎的研究」『史淵』，第159号，31-65頁。

小野寺香月（2018）「近代日本重工業における経営問題の相克と克服—組織内部の意思決定分析から—」，神戸大学大学院経済学研究科博士論文。

木村美幸（2019）「海軍と在郷軍人会」『史学雑誌』，史学会，第128巻第11号，1-26頁。

木村美幸（2020）「軍縮条約失効後における海軍の地方拠点形成：地方海軍人事部の設置と活動」『日本歴史』，吉川弘文館，第868号，19-35頁。

木村美幸（2021）「日露戦争後における海軍志願兵募集：割当制の制度化と地域」『年報近現代史研究』，近現代史研究会，第13号，39-57頁。

鈴木宇一（1931）『現代の財政』，社会書房。

駄場裕司（2009）「軍縮期における海軍志願兵の志願状況（特集 日本海軍をめぐる諸問題）」『軍事史学』第45巻第2号，4-23頁。

戸高一成編（2015）『[証言録] 海軍反省会 7』，PHP研究所。

中嶋晋平（2021）『戦前樹海軍のPR活動と世論』，思文閣出版。

海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 巻3』，海軍大臣官房。

海軍大臣官房（1939）『海軍制度沿革 巻8』，海軍大臣官房。

海軍大臣官房（1940）『海軍制度沿革 巻10』，海軍大臣官房。

海軍歴史保存会編（1995）『日本海軍史 第9巻 将官履歴 上』，第一法規出版。

海軍歴史保存会編（1995）『日本海軍史 第10巻 将官履歴 下』，第一

法規出版。

横須賀市編 (2004) 『新横須賀市史 別冊 軍事』, 横須賀市。

参考資料一覧

「機関長会議 自明治42年至明治44年 (7)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07090315800, 公文備考 官職附属機関長会議 (防衛省防衛研究所)。

「明治45年 (1)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08020373300, 大正2年 公文備考 官職附属機関長会議 (防衛省防衛研究所)。

「機関長 (艦政) 諮問会議事録」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08020376300, 大正2年 公文備考 官職附属機関長会議2 (防衛省防衛研究所)。

「機関長教育諮問会議事項に対する答案及意見 (2)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08020519700, 大正3年 公文備考 官職附属機関長会議 (防衛省防衛研究所)。

「機関長会議2止 (11)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08021267100, 大正7年 公文備考 官職附属2止 海軍大臣官房記録 (防衛省防衛研究所)。

「大正10年諸会義2機関長会議2止 (17)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08050374200, 大正10年 公文備考 卷5 官職附属5 (防衛省防衛研究所)。

「機関長会議 (1)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08050390000, 大正11年 公文備考 卷5 官職5 (防衛省防衛研究所)。

「大正12年 2止 (2)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08051038500, 大正12年 公文備考 官職附属 諸会議2 (防衛省防衛研究所)。

「海軍艦船部令ヲ定ム」, 「公文類聚・第四十八編・大正十三年・第四卷・官職三・官制三 (大蔵省・陸軍省・海軍省・司法省)」JACAR (アジア歴史資料センター), Ref.類01490100, 国立公文書館。

「第12類 艦船兵器造修附兵器経理」JACAR (アジア歴史資料センター)

Ref.C12070606400, 大正15年12月1日現在 12版 呉鎮守府例規 全 (防衛省防衛研究所)。

「艦船部長会議2止 (6)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08051573400, 大正14年 公文備考 卷5の2 会議官職 (防衛省防衛研究所)。

「横艦機密第90号 昭和9. 9. 10 光学兵器の保存整備に関する件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05023743200, 公文備考 昭和9年I兵器 卷9 (防衛省防衛研究所)。

「7. 6. 22 軍務局長口述、艦船部長意見、諮問事項審議等」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05022420800, 公文備考 P 卷5 会議 艦船部長会議 (1) 昭和7 (防衛省防衛研究所)。

「横須賀艦船部事務分担一覧表」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04015045900, 公文備考 官職13 卷13 (防衛省防衛研究所)。

「艦船部長会議終了の件 (2)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04016033300, 公文備考 官職11の2 卷11の2 (防衛省防衛研究所)。

「艦船部長会議終了の件 (3)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04016033400, 公文備考 官職11の2 卷11の2 (防衛省防衛研究所)。

「艦船部長会議終了の件 (7)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04016033800, 公文備考 官職11の2 卷11の2 (防衛省防衛研究所)。

「軍務3機密第87号 7. 7. 9 艦船部長会議終了の件報告 (1)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05022421000, 公文備考 P 卷5 会議 艦船部長会議 (1) 昭和7 (防衛省防衛研究所)。

「軍務3機密第87号 7. 7. 9 艦船部長会議終了の件報告 (3)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05022421200, 公文備考 P 卷5 会議 艦船部長会議 (1) 昭和7 (防衛省防衛研究所)。

「艦船部長会議 2止 (10)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C05022422800, 公文備考 P 卷6 会議 艦船部長会議 (2) 止 昭和7 (防衛省防衛研究所)。

「艦船部長会議諮問事項に対する各艦船等意見「呉海軍艦船部」 (4)」

JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04016036500，公文備考 官職11の3巻11の3（防衛省防衛研究所）。

「1月（2）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C12070342100，昭和9年 海軍公報 上巻（防衛省防衛研究所）。

「艦船部長会議諮問答申（8）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C05034603000，公文備考 昭和10年P会議巻7（防衛省防衛研究所）。

「第87号10. 8昭和10年艦船部長会議関係書類の件（1）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C05034600800，公文備考 昭和10年P会議巻6（防衛省防衛研究所）。

「第3潜水隊繋留保管準備作業実施報告（1）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04015628000，公文備考 艦船6巻35（防衛省防衛研究所）。

「第6駆逐隊現状に関する件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04015628600，公文備考 艦船6巻35（防衛省防衛研究所）。